

一般競争入札で
市有地を売却します

市立病院

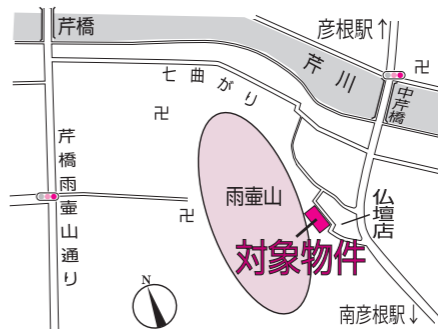
一般競争入札で市有地の購入者を募集します。
所定の申込書に必要事項を書き、市立病院 病院総務課にお持ちください(簡易書留での郵送も可能です)。

売払物件 左表のとおり
申込書などの配布、受付期間
5月1日(金)～6月1日(月)
(必着) ※持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分
配布場所
市立病院 病院総務課(市立

物件所在地	芹川町字布浦1430番18
地目	宅地
面積	251.65㎡
予定価格 (最低売却価格)	7,595,000円
入札会場	市立病院3階3-2会議室

病院3階) ※彦根市ホームページからダウンロードすることもできます。

入札日時・場所
6月8日(月) 午後1時30分
3-2会議室(市立病院3階)
申込・問い合わせ先 病院総務課
(TEL)22-8539 八坂町1882 (FAX)22-6050番(内線3514番)、FA X26-0754番



一般競争入札

一般競争入札とは、あらかじめ公表された最低売却価格以上で、最も高い価格をつけた個人または法人に売却する方法です。一定条件を満たせば、どなたでも参加できます。

停電のご案内とお願い

市立病院

法律で義務づけられている年1回の電気設備の点検を行うため、停電を実施します。ご理解とご協力をお願いします。
日時 5月24日(日) 午前11時30分～午後2時30分(予定)
場所 市立病院(八坂町)全館
停電中のお願
▼午前10時30分から午後3時30分まで、救急車の搬送受け入れを停止します。
▼急病の場合(内科および小児科は、休日急病診療所(市立病院敷地内、くすのきセンター1階)22-1119番)の利用をお願いします。
▼照明が非常用電灯に切り替わるため、院内全館が暗くなります。
▼エアコン、テレビ、冷蔵庫などが使用できません。
▼一部のトイレが使用できません。
▼エレベーターは台数を減らして運転します。
▼レストランは臨時休業となります(コンビニエンスストアは営業します)。
▼X線、CTなど一部の医療機器が使用できません。

19番)、FAX26-0754番
彦根市経済活性化対策住宅改修等促進事業
申込期限は5月15日(金)午後5時15分必着です

地域経済振興課

この事業は、市民の皆さんが市内に本社がある法人または市内に住所がある個人の施工者を利用して、自宅の改修などを行う場合に、その経費の一部を助成する制度です。平成27年度の**第1回事前申し込みの受付期限は5月15日(金)**です。助成制度の利用を希望する人は、早急に事前申し込みをしてください。
助成金額、助成の対象となる条件、申込方法など制度の詳細は、広報ひこね4月1日号または本事業の手引きをご覧ください。



医療費のお知らせを送付します
国民健康保険の加入者に、「医療費のお知らせ」を送付しています。
この通知は、同じ月に医療機関で受診した人の医療費を世帯ごとに年間6回お知らせしているものです。
皆さんが負担している保険料などを、医療費として有効に活用するために、適切な受診を心がけていただくよう、今年度も引き続き実施します。
なお、後期高齢者医療保険の加入者には、滋賀県後期高齢者医療広域連合から同様のお知らせが送付されます。
その他の医療保険に加入している人は、それぞれ加入の医療保険者にお問い合わせください。
問い合わせ先 国民健康保険課
TEL)30-6112番、FAX21-2220番

ご利用ください
小規模企業者小口簡易
資金貸付制度

地域経済振興課

小規模企業者小口簡易資金貸付制度とは、小規模企業者の皆さんに、経営の安定を図るための資金を、原則、無担保・無保証人で融資する制度です。

- ▼**貸付限度額** 1企業3口、同じ年度内の借入申込みは3回を限度とし、1、250万円以内です。ただし、既存の保証協会の保証付融資残高との合計は1、250万円を限度とします。
- ▼**返済期間**
① 運転資金 5年以内(うち据置6か月以内)
② 設備資金 7年以内(うち据置6か月以内)



金融機関 市内の滋賀銀行・

滋賀中央信用金庫・関西アーバン銀行の各支店
担保・保証人 無担保・無保証人(信用保証協会付)です。ただし、法人の場合はその代表者が保証人となります。
資格条件 ①～⑥をすべて満たす人が対象です。

- ① 市内で1年以上居住(法人の場合は、1年以上の所在実績)
 - ② 同一事業を営んでいること(事業所得に係る税の申告をされていることが必要)
 - ③ 常時雇用する従業員の数が20人(商業・サービス業は5人、ただしサービス業のうち宿泊業・娯楽業は20人)以下の事業をしている人
 - ④ 市税を完納している人
 - ⑤ 小規模企業者小口簡易資金を再度利用する人は、次の要件を満たしていること。
 - ⑥ この資金の借入残高のある人が重ねて借り入れを申し込む場合は、元利返済を直近1年以上延滞なく行っていることが必要です。
- 前借り入れたこの資金を県制度融資のセーフティネット資金(借換枠)または旧経営安定借換資金により借り換えした場合は、融資実行日より1年間を経過し



ごみの処理手数料を一部改定します

清掃センター

一般廃棄物の収集や運搬、処分の手続きが、ごみ収集車両の燃料費や電気料金の上昇などにより増加しています。そこで8月から、清掃センターに搬入される家庭から出る燃やすごみ、事業活動から出る燃やすごみ、粗大ごみの処理手数料、特別収集証紙の料金を下表のとおり改定します。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。
問い合わせ先 清掃センター
TEL)22-2734番、FAX24-7787番

		7月31日(金)まで	8月1日(土)から
家庭	燃やすごみ	40kgを超える場合、20kgまでごとに180円	40kgを超える場合、20kgまでごとに220円
	燃やすごみ	20kgまでごとに260円	20kgまでごとに340円
事業者	粗大ごみ	20kgまでごとに400円	20kgまでごとに440円
	燃やすごみを地域の了解を得て集積所に出す場合(特別収集証紙)	240円/枚	300円/枚

